

介護支援専門員証の交付を受けるには交付申請が必要です。

介護支援専門員の実務に従事するためには、必ず介護支援専門員証の交付を受けていなければなりません。

介護支援専門員証の有効期間は、交付の日から5年間です。

〔介護支援専門員証のイメージ〕(大きさは運転免許証程度)

介護支援専門員証	
顔写真	登録番号 37000000
	氏名 ○○ ○○
	生年月日 ○○年○○月○○日
	住 所 ○○○○
	交付年月日 平成○○年○月○日
	有効期間満了日 平成○○年○月○日
上記の者は介護支援専門員であることを証明する。 香川県知事	

① 登録と同時に交付を受けようとする方は

介護支援専門員実務研修修了後3か月以内に

様式第2号「介護支援専門員登録申請書(兼)介護支援専門員証交付申請書」を提出

手数料として、香川県証紙4,200円分が必要

※様式第2号で申請する方は、様式第1号の提出は不要です。

② 登録後に交付を受けようとする方は

様式第3号「介護支援専門員証交付申請書」を提出

手数料として、香川県証紙4,200円分が必要

【注意】

※ 登録後5年を過ぎると、介護支援専門員証の交付を受けるためには、再研修(=実務研修:44時間)の受講が必要です。

※ 介護支援専門員証の有効期間満了日が経過した後に介護支援専門員証の交付を受けるためには、再研修(=実務研修:44時間)の受講が必要です。

③ 再研修を受講された方は

様式第3号「介護支援専門員証交付申請書」を提出

手数料として、香川県証紙4,200円分が必要

※ 介護支援専門員の各種研修については、毎年5～6月頃、「研修関係」欄に、実施時期や、申し込み方法、受付期間等について掲載しますので、そちらをご覧ください。



様式

介護支援専門員登録申請書(兼)介護支援専門員証交付申請書

平成 年 月 日

香川県知事 殿

(申請者) 氏 名 印

電話番号 (自宅 — —)
(勤務先又は携帯 — —)

介護保険法第69条の2第1項及び同第69条の7第1項、介護保険法施行規則第113条の7、同第113条の20第1項、同第2項の規定により、次のとおり介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付を申請します。

(フリガナ) 氏 名	
生年月日	(西暦) 年 月 日
住 所	(〒 —)
実務研修 修了年月日	(西暦) 年 月 日
欠格事由 該当の有無	介護保険法第69条の2第1項の各号に 該当する ・ 該当しない ※どちらかを○で囲むこと。
介護保険法第69条の2第1項 ① 成年被後見人又は被保佐人 ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ③ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ④ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者 ⑤ 第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者 ⑥ 第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者 ⑦ 第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの	

(添付書類)

1. 介護支援専門員実務研修修了証明書(写)
2. 住民票(6か月以内に交付されたもの)※香川県に住民票のある方は添付不要
3. 写真(縦3×2.4cm)1枚 (6か月以内に撮影した、無帽、正面、上半身、無背景のもの。裏面に氏名・撮影年月日を記入してください。)
4. 封筒(長形3号 12cm×23.5cm) ※表に住所・氏名を記載してください。切手は不要です。

(注意)

1. 氏名を自署して申請する場合は、押印を省略することができます。
2. 申請期限は実務研修修了後3か月です。

香川県証紙貼付欄(4,200円分)

介護支援専門員証交付申請書

平成 年 月 日

香川県知事 殿

(申請者) 氏 名 印

電話番号 (自宅 — —)

(勤務先又は携帯 — —)

介護保険法第69条の7第1項及び介護保険法施行規則第113条の20第1項、同第2項の規定により、次のとおり介護支援専門員証の交付を申請します。

(フリガナ) 氏 名								
生年月日	(西暦)	年		月		日		
住 所	(〒 —)							
登録番号								
介護支援専門員 登録年月日	(西暦)	年		月		日		

(添付書類)

1. 下記の書類のうち該当するもの

①平成18年度以降の実務研修修了者で登録のみ行っている方

- ・介護支援専門員資格登録通知書(写)(登録から5年以内の場合)
※紛失している場合は紛失届出書(様式第14号)
- ・再研修の修了証明書(写)(登録から5年以上経過している場合)

②介護支援専門員証の有効期限が過ぎた方

- ・介護支援専門員証(平成17年度以前の登録の方で証の交付を受けていない方は、介護支援専門員登録証明書(本体・携帯用))(※紛失している場合は紛失届出書(様式第14号))
- ・再研修の修了証明書(写)

2. 住民票(6か月以内に交付されたもの)※香川県に住民票のある方は添付不要

3. 写真(縦3×2.4cm)1枚 (6か月以内に撮影した、無帽、正面、上半身、無背景のもの。裏面に氏名・撮影年月日を記入してください。)

4. 封筒(長形3号 12cm×23.5cm) ※表に住所・氏名を記載してください。切手は不要です。

(注意)

氏名を自署して申請する場合は、押印を省略することができます。

香川県証紙貼付欄(4,200円分)

介護支援専門員証等紛失届出書

平成 年 月 日

香川県知事 殿

(届出者) 住 所 (〒 -)

氏 名 印

電話番号 (自宅 - -)

(勤務先又は携帯 - -)

香川県知事が発行した次の書類を紛失したことを届け出ます。

紛失した書類を発見したときは、直ちに香川県知事に報告します。

登録番号								
介護支援専門員 登録年月日	(西暦)	年	月	日				
紛失した書類の 種類	介護支援専門員登録証明書 (※1)	本体						
		携帯						
[該当欄に○を記入]	介護支援専門員資格登録通知書(※2)							
	介護支援専門員証(※3)							

※1 平成18年3月以前に登録された方に発行しているものです。

※2 平成18年4月以降に登録申請された方に発行しているものです。

※3 平成18年4月以降に専門員証の交付申請をされた方に発行しているものです。

(注意)

氏名を自署して届出する場合は、押印を省略することができます。